



受講者各位

2020年4月21日  
MPラーニング運営事務局

≪ 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のための  
措置に伴う更新認定申請の取扱いについて ≫

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月5日 (4月20日一部改正)

公益財団法人日本薬剤師研修センターより 更新認定申請の取扱いについて  
下記期間に認定期日を迎える方についての4ヶ月延長の特例が発表となりました。

#### 1. 対象者

研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の認定期限日が、  
令和2年3月1日から同年6月30日までの方で、単位取得予定の研修会や学会が新型コロナ  
ウイルス感染拡大防止の理由により中止になったため、期限内に必要な単位を取得することが  
困難になった方

単位取得期間を最大4ヶ月延長が認められることとなりました。

詳しくは 公益財団法人日本薬剤師研修センター ホームページをご確認ください。

<http://www.jpec.or.jp/download/20200420.pdf>